

危険物施設及びその周囲におけるドローンの飛行に係る運用要領

1 運用方法

危険物施設及び保有空地上空のドローンの飛行、危険物施設の定期点検若しくは災害時の現場確認のためのドローンの飛行については、令和4年4月20日付消防危第92号・消防特第80号に示されている「石油コンビナート等災害防止3省連絡会議」において作成された「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」によるほか、令和5年3月29日付消防危第62号に示されている「ドローンを活用した屋外貯蔵タンクの側板の点検に係るガイドライン」における安全対策を実施すること。その際、可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所は施設ごとに違うことに留意し、危険箇所（防爆エリア）の把握、落下によるリスク対策及び非常時の体制に万全を期すること。

2 申請等

- (1) 1による飛行を実施する場合は、予防規程にその運用方法等を定め、事前に認可を受けること。なお、運用方法等が社内規定等で定められている場合は、予防規程の別添資料として位置付けることも可能であること。

予防規程の作成義務のない場合は、社内規定等に運用方法等を定めるとともに、資料提出書により消防本部予防課へ提出をすること。

- (2) (1)による申請等は運用、安全対策等についての包括的な内容として作成することとするが、各項目に必要とされる要件、危険箇所へのリスク対策等は詳細に明記すること。また、内容に変更が生じた場合には都度申請等を要するものであること。

個別の飛行計画書、飛行記録等については提出を要しないが、非常時に容易に確認が出来る様に取りまとめておくこと。

3 その他

- (1) 石油コンビナート等災害防止法に定める特別防災区域にある事業所内で、1で示す場所、用途以外のドローンの飛行については、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」により運用することとし、消防本部への申請等は不要であること。
- (2) 本通知に示すガイドラインが改定となった場合は、都度内容を見直すこと。
- (3) 本通知の内容によることが困難な場合は、消防本部及び関係機関と協議すること。
- (4) 本通知は令和7年7月1日から運用する。なお、すでに申請、提出されたドローンの運用関連書類については従前のとおりとするが、機会をとらえて見直しをすること。